

都調第3号 高知県3D都市モデル整備委託業務公募型プロポーザルにおける質疑回答

	質問内容	回答
1	<p>業務仕様書 第10条 貸与品及び閲覧資料</p> <p>「(12) 高知県3D都市モデル整備委託業務成果」及び「(13) 都調第4号 高知県3D都市モデル整備委託業務成果」は閲覧可能でしょうか。</p>	<p>契約前における閲覧はできません。</p>
2	<p>業務仕様書 第25条（業務内容）</p> <p>(4)に記載がある「別途有用なビューワー」の提案を検討するために、R7年度に導入されたビューワーのソフトウェア名称をご教示ください。</p>	<p>契約前において情報提供することはできません。</p>
3	<p>業務仕様書 第25条（業務内容）</p> <p>(3)の津波の時系列シミュレーションユースケースの3D都市モデルへの重畳はPLATEAU VIEW上での表示でしょうか？それ以外のビューワーに表示させる場合はソフトウェア名称をご教示ください。</p>	<p>PLATEAU VIEW上で表示してください。</p> <p>また、それ以外に表示させるビューワの指定はありませんが、別途有用なビューワを提案した場合は、提案のビューワにも重畳してください。</p>